

情報館 ② 児童虐待・DV防止

こども家庭支援課 **4**382-9140 **6**382-9142 ❷kodomokateishien@city.suzuka.lg.jp

児童虐待・DVを許さない社会を 目指しましょう



11月はオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン、11月12日から25日までは女性に対する暴力をなくす運動 週間です。どんな理由があっても暴力は許されません。暴力を許さないためには、未然の防止と早期の対応が必要です。

児童虐待とは

児童虐待行為は、保護者がそのこどもに対して行う虐待行為で、次の4つに分類されます。

身体的虐待

殴る、蹴る、叩く など

性的虐待

こどもへの性的 行為 など

心理的虐待

こどもの目の前で家族に対して 暴力をふるう、暴言など

ネグレクト

車の中に放置する、 食事を与えない など

DV (ドメスティックバイオレンス)とは

DVという用語に明確な定義はありませんが、「配偶者や恋人など親密な関係にある、または あった者から振るわれる暴力 という意味で使用されることが多く、次の4つに分けられます。

身体的暴力

殴る、蹴る、髪を 引っ張る、首を絞 める など

精神的暴力

無視する、大声で 怒鳴る、家族や友 人との付き合いを 制限する など

経済的暴力

生活費を渡さな い、外で働くこと を妨害する など

性的暴力

嫌がっているのに 性的行為を強要 する、中絶を強要 する など



啓発事業を行います

児童虐待防止のシンボルである「オレンジリボン」ツリーの展示や啓発物品の配布を行います。

児童虐待·DV防止啓発

と き 11月4日火~28日金 ところ 市役所本館1階

DV防止啓発物品の配布

と き11月12日例10時~11時 ところ イオンモール鈴鹿



相談先	電話番号
こども家庭支援課	€382-9140 平日8時30分~17時15分
鈴鹿児童相談所	€382-9794 平日8時30分~17時15分
三重県女性相談支援センター (三重県配偶者暴力相談支援 センター)	€ 059-231-5600 月·火·木·金曜日 (9 時~ 17 時)、水曜日(9 時~ 20 時) ※祝・休日、年末年始を除く
鈴鹿警察署	C 380-0110【代表】

児童相談所 虐待対応 ダイヤル

虐待かもしれないと思 ったらすぐに189(24時 間受付)に電話をしてくだ さい。また、DVの場合も 相談機関へ連絡してくだ さい。